

翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の額⁴⁸」欄の金額及び分離課税の株式等の譲渡所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏名 _____ 殿

総所得	所得	所得	所得	所得
円	円	円	円	円

2 翌年への繰越損失額及び分離課税の株式等の譲渡所得等の金額

年次	損失の種類		A 前年から繰り越された損失額	B 本年分の所得から控除される繰越損失額	C 翌年への繰越損失額 (A - B)	
	総所得	被災事業用資産分 変動所得分 その他分	円	円		
その年の3年前(年)分	純損失	所得			/	
		所得				
		山所 林得	被災事業用資産分 その他分			
	雑損失	雑損失				
		総所得	被災事業用資産分 変動所得分 その他分			
		山所 林得	被災事業用資産分 その他分			
その年の2年前(年)分	純損失	所得			/	
		所得				
		山所 林得	被災事業用資産分 その他分			
	雑損失	雑損失				
		総所得	被災事業用資産分 変動所得分 その他分			
		山所 林得	被災事業用資産分 その他分			
その年の前年(年)分	純損失	所得			/	
		所得				
		山所 林得	被災事業用資産分 その他分			
	雑損失	雑損失				
		総所得	被災事業用資産分 変動所得分 その他分			
		山所 林得	被災事業用資産分 その他分			
本年分	純損失	所得	（居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。）	/		
		所得				
		山所 林得			被災事業用資産分 その他分	
	雑損失	雑損失				
		総所得			被災事業用資産分 変動所得分 その他分	
		山所 林得			被災事業用資産分 その他分	
株式等の事業譲渡・雑所得			D 欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	D	円	

(注)「A 前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額

年次	A 純損失の金額 〔前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。〕	B 居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額	C 翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額 (A - B)
本年分	円	円	円

()枚のうち()枚目